

第3回 IT・エネルギー・運輸 TF 議事概要

1. 日時：平成 19 年 4 月 25 日（水） 17:59～18:46
2. 場所：永田町合同庁舎 2 階 第 2 共用会議室
3. 項目：電力の自由化に関する経済産業省からのヒアリング
4. 出席者：【規制改革会議】中条主査、八田委員、松村参考人、田中参考人
【経済産業省】資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課
課長 片山 啓
課長補佐 伊藤 禎則

5. 議事：

中条主査 それではお待たせいたしました。今日は、雨模様の中来ていただきまして、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

第3回「IT・エネルギー・運輸TF」を開催いたします。

今日は電力の自由化に関しまして、経済産業省資源エネルギー庁の電力・ガス事業部電力市場整備課の片山課長さんにお越しいただいて意見交換をさせていただくということになっております。45分という短い時間ですので、事前に質問事項をお送りしておりますけれども、このうち時間の制約もありますので、1と2を中心に10分程度で御回答をいただきまして、その後、意見交換をしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

片山課長 お手元に、1枚紙とパワーポイントの紙をお配りしているかと思えます。まず初めに、今、電気事業制度改革自体がどういう状況にあるのかということをかいつまんで御説明をさせていただければというふうに思います。

この冒頭の柱書きにございますように、今、累次のエネルギー基本計画、これは一番直近は今年の3月に閣議決定されておりますけれども、それに基づきまして、総合資源エネルギー調査会の電気事業分科会におきまして、小売の全面自由化をはじめとした電気事業をめぐる諸課題について、検討を開始したところでございます。

「1. 経済産業大臣から電気事業分科会への諮問」はここにございますように、「『我が国経済活動及び国民生活の基盤となる電力の安定供給及び環境適合を効率的に達成する公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて、今後の電気事業制度はいかにあるべきか。』」ということで検討が開始されたわけでございます。

「2. スケジュール」のところがございますように、4月13日に電気事業分科会再開ということで第1回目の議論を開始いたしまして、今後おおむね月1回程度のペースで審議をしていくということになります。お手元に参考でお配りしているのが第1回目の分科会で使いました主だった資料をお持ちしているところでございます。

今後の日程は、5月18日に関係者からのプレゼンテーションということで、一般電気事

業者、PPS新規参入者、発電事業者、系統利用協議会、それから日本卸電力取引所からそれぞれプレゼンテーションしていただいて御審議をいただく。そうした2回の審議を踏まえて、6月15日に論点整理をしようということになっておりまして、今の電気事業制度改革自体の状況というのはまさしく始まったところということでございます。今回の電気事業政策でどういう論点を扱っていくのかというのは、まさしく6月15日に整理をしていきたいというのが今の状況であるというところを、まず御理解いただければというふうに思います。

そして、お手元にお配りしたものの中の参考資料でいきますと、4という一番下に入っているものをごらんいただければと思うんですけども「今次電気事業制度改革に係る主要な報告書における指摘事項等」というふうになっていまして、1枚めくっていただきまして、目次のところがございますように、実は御会議の前身といいますか、前の会議である規制改革民間開放推進会議が昨年12月にまとめられた答申で、この電気事業制度改革において指摘されている事項、この一番最後のところで13ページから14ページですけども、これについてもきちっと電気事業分科会で御紹介をさせていただきまして、御会議の方から我々に対してこういうことを検討すべきであるということも踏まえた上で、電気事業分科会はスタートをさせていただいているところでございます。

ここのところで見させていただきますと、今回質問事項でいただいていることと全く同じことが前回12月に御指摘されているわけではないんですけども、問題意識としてはその取引所の活性化をどうするんだ。それから託送制度の見直しについてどうするんだ。それは同時同量制度、インバランス制度も含めた上で指摘をいただいております。こういったところも踏まえたような形で、実はこの答申以外にもいろんなところで同じようなことが指摘をされておりまして、そういうことは全部紹介をしております。したがって、十分指摘事項を踏まえた上で分科会の議論をスタートしたいというふうに思っているところでございまして、まさしく始まったところだということをお理解いただければというふうに思います。

この質問事項に対する答えで、今、主査の方から1と2を中心にというふうに御指示があったわけでございますけれども、申し上げましたように、これからどういうふうにしていくかということになるので、これについてエネ庁としてどうするこうするというのがなかなか言いづらい状況にあるというところはまず御理解いただければというふうに思います。

まず、同時同量の仕組み自体については、いろんな方面から、今、申し上げたこれまでの報告書等々でも改善を求める声があるというところは十分認識をしております。5月にいろいろと新規参入者なり発電事業者の方から、どういうプレゼンテーションがあるかということというのは、まだ今の段階ではよくわかりませんが、恐らく分科会の中でも検討課題として挙げられていく見通しが高いのではないかなというふうに思っております。

同時同量制度というところをどういうふう考えていくかという上で、新規参入者の方

からは、これまで我々に聞こえてくる声としては、自分たちは30分値の累積での実同時同量ということでやっている。一方で、一般電気事業者の方にはある意味で物差しがないので、自社の発電所が自社の需要の負荷に追従しているのか、系統全体の瞬時瞬時の同時同量をやっているのか、そここのところが判然としていないわけでごさいます、そういう意味で託送制度としてイコールフットィングではないのではないかとといったような指摘があるというところは認識をしております。これを一体どういうふうに解決をしていくのかというのは、ここの質問事項で挙げられているやり方、これはかなり究極の手法ではないかなとは思いますが、こういうやり方も含めているんなやり方があるのではないかなというふうに思っております。

他方で、一般電気事業者の方からは、インバランスというのをどういうふうに調整をしていくのかという手法によっては、系統の供給信頼度にも影響が出てくるので、そういった辺りも十分踏まえた上できちっとした制度設計をすべきだという声も我々の方に聞こえてきてるところでごさいます、そういったいろんな面をどういうふうにしっかり制度設計していくのかというのを、これから分科会で是非御専門の方々で御議論していただければというふうに思っております。

ただ、若干今の質問事項の で書いてある手法というのは、需要家に直接需要計画を出させるというところでごさいます、なかなかここは従来にない世界がいきなりできるということでもあるので、需要家側の負担というのかそういった点もあるかと思っておりますので、こういったところについてどう考えるのかというのは、今、申し上げたような一般電気事業者のインバランスの認識をどうするのかということを超えてもう一つ別の大きな課題というのもあるような仕組みなのかなというふうには思っております。

2番目の取引所の活性化という観点から、託送制度のひもつけをどうするのかというところについて、発電事業者これはいろいろ大きな自家発を持っている人たちなども含めてだと思えますけれども、なかなかこういう発需のひもつけがあって自分が託送契約の主体になれないというところで不自由を感じる面があるという指摘があるということ自身は、我々も認識をしております。

発電事業者に次回、発電事業者の立場としてどういう制度改革を望むのかというのは、まさしく電気事業分科会でプレゼンテーションをしてもらう機会を設けておりますので、こういった辺りで具体的にどういうふうにしてほしいのかといったような提案があるのかなというふうに思っております。当然それに対するいろんな角度からの反論というのもあるかと思えますので、そういった点を踏まえながら今後検討していく課題なのかなというふうに思っております。

いずれにしても、卸電力取引の活性化というのはどういうふうを考えていくのかというのは、大きな今回の宿題の1つだというふうに思います。そういった点も踏まえながらどういう具体的な制度設計が望ましいのかという、課題を認識はしているんですけれども、何しろこれから始まったばかりだということではぜひ御理解をいただければというふうに

思います。

それから の会計分離の方の徹底の話というのも、これは託送料金制度の透明性をちゃんと挙げるべきだということと表裏をなす課題かなというふうに思っております。これにつきましても、託送料金制度って公平性、効率性、それから投資インセンティブをどう与えるのかという3つのバランスが大事だと思いますので、そういった観点からどういうことを考えていかなければいけないのかというのは検討課題になってくるのではないかなというふうに思っています。

4番目は、ちょっと正直言いまして余り検討が進んでいるというのか、具体的にこれまで御指摘を受けてきていなかったところをごさいますて、どういうふうに扱っていけばいいのかというところは、4番目についてはこちらの方としても若干戸惑っているようなところがある話でございます。もし、どういうものなのかということ、こういって恐縮なんですけれども具体的に御教示いただければありがたいかなというふうに思っております。

から につきましては、簡単ではございますが以上でございます。

中条主査 ありがとうございます。時間の関係もありますので、とりあえず と を中心に議論をするということで、後で時間があれば4番目についてこちらから御説明したいと思います。

まず、もちろんこれから議論が始まることであるということはわかっておりますけれども、その中で、方向性としてどういう方向をお考えになっていらっしゃるのか、あるいはその方向性を持っている理由はどこにあるのか、その辺のところをもしございましたら教えていただけますでしょうか。

片山課長 方向性自身を出していくのはまさしく3回目だというふうに思っていますし、2回目でむしろこの託送制度についてこうしてほしい、あるいはそれは困るという意見というのをいろいろ出してもらった上で、3回目で、ではその論点をどうするのかというのを整理したいというフェーズでございますので、まずは事務局が出しゃばっていやこういうのが落ちですとかこういう方向性ですというのを、まだちょっと申し上げる段階にはないのではないかなというふうに思っております。ただ、さっきも申し上げましたように、託送制度というものはネットワーク料というのはなるべく公平、中立でなければいけないというのが電気事業制度改革の大前提でこれまできた話だと思いますので、もちろんいろんなほかに考慮すべき要素もあるのかもしれないですけども、できるだけそういう方向に向けて1歩でも2歩でも前に行きたい、行くべきではないかという思いはございます。ただ、個別具体的にこれはこうするんだということ、方向性を言えと言われてもそれはなかなかつらいところがあるということは御理解いただければと思います。

中条主査 もちろん具体的なお話ではなくて、今おっしゃったようにそちらの方向性で行くということは、これは基本的なスタンスとしてお変わりはないと考えてよろしいですね。

片山課長 一歩でも二歩でもそちらに近づけていきたいという思いはあります。

八田委員 それでは、まずこの1番の点について伺いたいと思います。現在の同時同量のあり方がPPSと電力会社との間で必ずしも公平中立ではないという指摘があることを既に認識していると述べられました。確かに公平中立であることも評価の重要な基準ですが、同時に経済産業大臣からの諮問で重視されている安定供給も重要な政策評価基準だと思います。すなわち、ある制度改革が、供給の信頼度を高めるか否かという観点です。

供給の信頼度を高めるためには、夏の暑いときに需要家が節電をするという動機を与える必要があります。「今日は暑いからインバランス料金が非常に高くなりそうだ、だから節電しなければいけない」と思わせる仕組みが今はないわけです。今はPPSの方には同時同量の制約がありますけれども、電力会社の需要家は温度が非常に高いときに自分の使える範囲内では使えるだけ使ってしまうということなんです。「前日に計画を出す必要がないから、需給が逼迫している時に、電力会社の大口需要家に節電の動機がないことは、安定供給を達成する制度をつくるという観点からは問題である」という御認識はあるかをまず伺いたいと思います。

片山課長 その安定供給自身が、そういう仕組みがないがゆえに揺らぐということではないんだというふうに思います。今そういう需要家側にインバランスを具体的に認識をさせて、認識をさせるということはイコールそこに発生させた分だけ料金取るぞということだと思えますけれども、そういう仕組みがないから安定供給が損なわれているというわけではないんだというふうに思えますけれども。

八田主査 安定供給は、0か1の問題ではないでしょう。

片山課長 それで、全くないというわけではなくて、一応暑いときのピークは高い料金はいただきますという一応料金体系にはなっているわけなんです。それを更に精緻にもっとリアルにインセンティブが働くような仕組みをつくれという御指摘なのかなというふうに思えますけれども、一足飛びにちょっとそこに行く前に、もっとやらなければいけないことはまだたくさんあるのではないかなというふうに正直思っておりますし、需要家側にある意味で責任を課していく、つまり需要家というのもその安定供給の担い手にしていくんだというふうに、かなり思想を変えていくようなことなのか、今はある意味で供給側にそういう責任を持たせてやっていくということになっているのかもしれませんが、需要家がなぜ需要計画を出さなければいけないのか。要するに、需要家に需要計画の提出を義務づける根拠というのをどういうふうに頭の整理をしていけばいいのかというのは、今の仕組みと相当違う仕組みなのかなというふうに思うものですから。

八田委員 諸外国でどこかやっていないところがどこかありますか。大口需要家に前日に計画書出させていないところというのはどこなんでしょうか。

片山課長 諸外国で。

八田委員 それについての資料提出を別途お願いいたします。自由化が進んで取引所を持っているところで、大口の需要家に前日に需要計画を出させていないところと出させて

いるところをリストにした資料をぜひ提出をお願いしたいと思います。

我々の認識としては、不思議なことを言うもんだというふうな御指摘は意外なんです。日本の制度が極端に変わっているということをご指摘しているにすぎません。

中条主査 決して一足飛びの話ではない。

八田委員 もともとそちらでスタートすべきものだったと思うんです。

片山課長 PGMとノードプールが理想系で全世界がそれでなっていると言われても若干違うような気がするんですけども。

八田委員 まさにそういう例をお示しいただけないかと思います。どういうところは前日に計画値を出させて、どういうところを出させていないかというところを、是非、お願いしたいと思います。

中条主査 やはり、貴重な資源をどうやって守っていき、かつ配分していくかというところが安定供給の話の基本となっているのだと思うんです。

規制改革の目的というのは、基本的には既得権を外して、新規参入をどんどん認めていくということにあるわけですが、それをやっていくためには、当然のことながら需要側の自己責任をきちんと確立していくということがあり得るわけですから、需要側としても計画を考えて消費をするという消費の仕方が必要になってくると思うんですね。私たちは、これは当然のことであると思っているわけですけども、どうなんでしょうか。

片山課長 それは是非、需要家にも聞いていただければと思うんですけども、恐らく需要家は全くそういう認識はないのではないかと思います。

中条主査 ないからこそ認識をしてもらおうということですね。これはほかの財ですと、やはりそれなりに貴重になれば価格は高くなって、需要家はそれを認識するわけですね。だから消費を少し手控えようとかあるいは企業であるならば、原材料が高くなったら生産を別のところへシフトしようとか、生産量を調整しようかということを考えるわけで、これはしごく当たり前の行動です。それを電力の場合にも当然、需要家にはそういうコストは負担していただくというのは、普通の考えではないでしょうか。

片山課長 今までは、明らかに普通の考えではないですね。

要するに、供給責任という世界の中でこれまで来ていたというところがまずあって、電気事業者というものは、もともと自由化前の世界というのは供給区域における需要に対して供給する義務を持っていて、これは現にある需要ではなくて、その供給区域で将来発生するであろうという需要についても、ある意味で織り込んだような形で供給責任というのを持たされて数十年やってきたわけでございます。

電気の需要というものを需要者側にも安定供給の責任を背負わせるような形で、供給者と需要者というものが、まさしく主査がおっしゃっているのは、市場というところで向き合って、価格シグナルで共通の責任を持ってやる世界というイメージではないかと思うんですけども、これは恐らく電気事業のこれまでの考え方というのが物すごく大きく変わるところで、それが今の我が国の電気事業はそういう歴史をずっと持ってきたというところ

ろというのは、是非、御理解いただければと思うんですけども、それは通常の市場と常識が違うから、いきなり通常の常識にしろということをおっしゃられても、そこはやはりちょっと次元が違うのではないかと思います。

八田委員 私が伺いたいのはこういうことなんですよ。

安定供給が実現しているところと全く実現していないところの、白と黒と2つしかないなどということはないと思うんです。実はその途中に、さまざまな段階があると思うんです。

そして、今、日本はそれなりに供給が安定したところにあると思うんですが、更に停電の確率を下げて、安定した方向に向かいたいというのが、まさに大臣からの諮問だと思います。そこで、需要家へのインセンティブを付ける、需要家が計画値よりも多くよけいに使ったら、高い価格を払わなければいけないという制度にすることは、より安定した方向に向かわせるのに役に立つとお考えになるかどうか、その認識を伺っているんです。

今までインバランス精算制度の改革は、公平とか中立とか不公平とかという観点からばかり論じられてきましたが、大臣が諮問されているより安定的な供給、信頼度の高いシステムを持つという方向に役に立つとお考えになるかどうか、そのことを伺っているんです。

片山課長 それは、今、にわかには答えようがないですね。

八田委員 役に立たない場合があるんですか。

片山課長 実際にうまくいくかどうかです。

八田委員 実際の実現可能性とかは別ですよ。それは政治的な問題は別にして、役に立つかどうかということをお伺いしているんです。諸外国でそうやっているような制度が、信頼度を高めるために日本も採用したら役に立つかどうか。

片山課長 それは、今、にわかにはお答えしようがないですね。

松村参考人 ちょっと話が変だと思うんです。変だというのは、供給責任という言葉と、供給安定性という言葉をごっちゃにされておられるのではないかと懸念しているんですが、ここで供給安定性に資するというのは、私の理解では、供給責任を消費者もという話をしているわけではなくて、この1の世界でも供給責任を負っているのは、やはり一般電気事業者だと思います。

消費者が反応することによって、供給安定性に資するという話をしているだけであって、需給が逼迫したときに無理やり消費量を減らさなければいけないとかという話をしているわけではなくて、減らすインセンティブがあるのだから、供給安定性に結果的に資するだろうということを言っているのであって、供給安定性に関する最終的な義務とか供給責任とかという話とは本質的に違う話だと思っているんです。

片山課長 需要家に前日の発電需要計画というのを提出を義務づけなければいけないわけですね。義務づけない限り、その需要家というのは系統の電力を利用してはだめだという仕組みに変えるわけですね。何でそうしなければいけないんだというところで思想が大きく変わるのではないかと私を申し上げているということです。おっしゃって

いる意味で、供給者の持っている供給責任と市場メカニズムで価格の反応を利用して、こういうインセンティブが働く仕組みをつくったらどうだということというのは、確かに違うことなのかもしれないんですけども、需要計画が確実に出るというのが担保されない限り、この仕組みはできないわけで、では、何で需要家にそれを義務づけるんだといった場合に、やはり思想が相当違うような世界に行くような感じがして、ちょっと。

八田委員 しかし、最大の目的は供給信頼度を高めることですね。

片山課長 供給信頼度を高めることなのかもしれませんが、少なくとも供給者と需要家との関係というのが物すごく変わる世界というのがイメージされているような気がするんですね。

中条主査 物すごく変わるという意味がよくわからなくて、そういうのを普通のマーケットでは普通にやっているわけで、前もって言ってくればきちんと対応しますよ、当日言われたら困りますよというのはあるわけで、そういうのと同じような形にしていきたいと思いますということですね。

片山課長 それは通常の財ではないのは、要するに需要計画と発電計画というのは、きっちり系統運用者のところで全部集まらないと、系統の計画が立てられないというのが電気の財の特質であって、その辺に転がっているようなものの商売とはちょっと違うわけですからね。

中条主査 それは電気という財だけに関わる話ではなくて、どんな財だってやはりきちんと計画ができていけばそれはやりやすいですね。

片山課長 それはそうですけれども、そこはやはりきちんと需要家側がそういうのを出す仕組みというのがきちっとしていないと、やはりそのところは回らないというのは根っこにあると思うんですよ。

中条主査 そうであるならば、きちんと出してもらうのはなぜいけないんですか。

片山課長 ですから、それはこれまでの電気事業制度というものの考え方というのは物すごく大きく変わるわけだから、こうすればいいではないかで済むような話ではないのかということをお願いしているということなんです。

八田委員 大きく変わるかもしれないけれども、それは信頼度向上に資するんでしょうかと伺っていると、わからないとおっしゃる。そこがまた不思議な感じがするんですけどもね。

片山課長 その需要計画なるものがどういうものなのかということですね。

八田委員 諸外国でやっているではないですか。もしあるとすれば、その弊害を指摘なすったらいいのではないですか。

伊藤課長補佐 ちょっと御質問なんですけれども、多分論点が2つあって、今の実同時同量ではなくて計画同時同量を導入するとどうかという論点が多分あると思うんですけども、それは実際に海外にも例がございます。

もう一つは、今、現に小売の事業者として一般的事業者とPPSという事業形態を認め

ているわけですがけれども、その小売事業者が需要サイドの方の計画値を提出するのではなくて、直接の需要家が、そこに書いておられるすべての需要家というのは、まさに末端の需要家だということだと思えますけれども、そこをどうするかという論点が別にございます。

八田委員 諸外国の小口はやっていませんね。ですから、それは勿論大口に限定してということですか。

小口に対してはそこに卸すアグリゲーターなり配電会社がまとめてきちんと需要計画を出して、インバランス精算をしていますね。そういうことです。

ですから、規制需要家も結局は、その精算料金を負担しています。

伊藤課長補佐 そうすると、ただ、自由部門においては、基本的にはここに書かれているのは、例えばトヨタにしても伊勢丹にしても、そういった需要家が直接計画値を提出するということを想定されているということですか。

八田委員 勿論、そこについてはいろんなレベルがあるでしょうから、卸の業者がまとめてやるということは当然あるでしょうね。

伊藤課長補佐 おっしゃったのは、方法として、例えば小売事業者がまとめてやるということでしょうか。

八田委員 それから、バランス・レスポンスブルという組合のようなものをつくってやるということもあるでしょう。そういうものはいろんな国で経験していることですね。

確かに需要家は、先ほど片山課長がおっしゃったように、季時別の料金に対応して需要量を変化させるということはありません。しかし、当日の気温が予想したよりも高くなったら、節電させるという機能は季時別料金にはありません。しかしメリットオーダーに基づいた精算の仕組みがあれば、気温が予想より高くなったときに、これはきっとインバランス料金は高くなるなと思って節約するという動機ができます。まさに肝心のときに節約が起きるといふ仕組みをつくったら信頼度が高まるのではないのでしょうかと伺っているわけなんです。

田中参考人 議論を2段階に仮に分けたとすると、1段階目は需要側の計画提出に関する問題をどうフィックスするか。それを1つの段階とする。

2段階目というのは、計画を立てておいて、インバランスの料金とかを見て、需要側がどう判断するかといった議論がある。

そうすると、1段階目は一旦置いておいて、2段階目から出発したとすると、全体の需給バランスに応じて変動するインバランスの料金があって、計画からのずれに対して精算をする制度ができたとする。すると需要側も価格に反応しようとする。それが因果関係として安定供給に結果として資するのではないかと思えるんですけれども、それをどのようにお考えかなと質問したいんです。その因果関係がないと言えるのか。

片山課長 その場合の安定供給というのは何なんですか。

田中参考人 例えば今、八田委員もおっしゃったように、当日すごい暑かったとして、

みんな多めに需要しようとしている状況だとする。そのときに、インバランス料金は結構高めになっていけば、「では、節約しよう」ということになる。そうすると、需要が抑えられる。そういう意味で、供給する側としても安定性が増すというイメージだと思います。

片山課長 安定性が増すということは、まさしくピーク対応用にとっている火力発電所なり何なりのストックを持たなくてよくなるのではないかとということですか。

八田委員 そうですね。当日の需要量が前日の計画値を上回っているとき、電力会社は、需要に追従するために一生懸命発電しますね。インバランス料金が上がって、需要が抑制されれば、追従発電することによる需給の逼迫への対応が随分楽になるだろうということですね。

要するに、今のインバランス対応制度というのは、自由化以前の、すべてが規制価格でできているときにできたものです。需要家が使いたいだけ使う。それに対して電力会社はできるだけ追従しなければいけないというシステムができたわけです。せっかく自由化したんだから、その自由化のメリットを生かして、供給側が無制限に追従するだけではなくて、需要家にも節約すべきときには節約してもらおうという制度をつくるのが、停電のない、信頼度の高いシステムをつくるのに役に立つのではないのでしょうかと伺っているわけです。

片山課長 それで負荷の平準化の実現がうまくいって、よけいな火力を持たなくていい。つまり、ある意味で予備率というものがもう少し少なくてもよくなる世界ができれば、今の安定供給レベルが悪いということではないと思うんですけども、より効率的にできる可能性というのはあるのかもしれないけれども、ただ、本当にそういう需要家の反応というのが、きちんと大丈夫なぐらい拳証されるかどうかというところは、ある意味で壮大な社会実験のようなところがあるのかなと思うんですけどもね。

中条主査 ですけども、別にそれはよほど価格弾力性が小さくて、やはりだれも節約しないということになったら、それはそれで問題は特にないわけですね。それはそれだけのインセンティブを与えるような制度を入れたとしても、やはりここはものすごく大事なんだから、使うよということがあったって、それは別にいいわけですよ。

ですけども、そういう緊急度だとか、あるいは需要度が低い人は節約をしてくれるということがあれば、その分だけ安定的になるでしょうということですね。

勿論、おっしゃるように、そんなことをやっても全然効かないよということであるならば、それは確かに意味がないかもしれないですけども、今までおっしゃったように、供給責任というのを生産者の方だけに課して、大口にしる小口にしる、需要家の方はともかく使いたいだけ使ってきたという状況を考えれば、やはりある程度これは効果があるのではないだろうか。

あるいは、先ほど八田先生が質問しておられましたけれども、諸外国の制度ではどのような効果が出ているのだろうか、出ていないのだろうか。その辺も含めて、是非資料をいただけるとありがたいなというところです。

片山課長 諸外国で効果が出ているかどうかというのはよくわかりませんね。

つまり、最後の効果というものの自体を何ではかるんですか。

八田委員 効果はないと御主張になるんですか？

片山課長 要するに、持たなければいけない予備率が低くて済むとかですか。

八田委員 そうです。さらにインバランスの料金がどれだけ変動しているかを見ることによって、需要家が計画値よりも動かすインセンティブがこれだけ与えられているんだなということがわかると思うんですけれどもね。

片山課長 ただ、結果として、要するに持たなければいけない予備力が少なくなくて済むとか、供給信頼度が上がるとかというところで見るとはいいですか。

要するに、単に需要家がインバランス料金に反応しているかどうかというのが成果ということなんですか。

中条主査 ですから、最悪の場合反応しなくてもいいわけですよ。コスト負担の問題にも関わってくるわけですから、ピーク時に使うんだったら、それだけ高い、そのためのコストが必要なわけで、その部分のコストというのは、その時間帯の利用者に負担はしてもらおうという形が実現できるわけですから、フラクチュエーションの部分というのが仮に変わらなくたって、それは経済合理性のある制度だということになりますね。

八田委員 役に立たないとはおっしゃらなかったわけですね。やはり、そういうふうにはピーク需要があるときに値段が上がったら、それなりに需要家というのは抑えようとする効果があるにはあるだろうと先ほどおっしゃいましたね。

片山課長 どの程度あるかはよくわかりませんが。

八田委員 わかりませんが、あるにはあるだろうと。

片山課長 それは経済学の教科書上はそうだと思いますよ。価格弾力性がどの程度かによりますけれども。

八田委員 その効果があることを否定する、要するに、効果があるにもかかわらずやらない方がいいというお考えを先ほどから述べていらっしゃるわけで、伝統に反するということですか。

片山課長 伝統に反するというか、その価格に反応した結果、何が得られるのか。

八田委員 需給が逼迫しているときに価格が上がって需要量が抑制されるのだから、供給信頼度が高まります。

片山課長 供給信頼度が高まるということもよくわからなくて、というのは、要するに供給信頼度を何ではかりますかと。要するに、効率的に安定供給が達成されるというならわかります。つまり、予備力を少なくしていいと、今、適正予備率は8～10%と経験則で言っているのは、例えば5%でよくなりますというのは大きく変わるかもしれない。でも、そこまで需要家の価格反応は当てにできるものなのかどうか。

八田委員 でも、供給量が不足しているときに需要量を抑えることは、マイナスにはならないでしょう。

片山課長 でも、正直言いまして、わからないんですよ。

八田委員 諸外国でやっているでしょう。需要量を抑えるのに効果がないのにやっているのですか。

片山課長 諸外国でやっていて、本当に予備力というものがどこまで効率的になっているんですかね。それを我々に拳証しろとおっしゃるんですかということなんですけれども。

中条主査 別の言い方をすれば、効果がありそうだったらやってもいいということですね。

片山課長 やってもいいというぐらい簡単にできる話ではないというのは、八田議長代理も物すごくよく御存じだと思えますけれども。

八田委員 では、諸外国の予備力の調査もお願いできたらと思います。予備力というものを置いているのかどうか。そして置いているとしたらどのぐらいなのか。それが、先ほどこちらが指摘したような計画値とのインバランスに対して料金を取っているところで、大体予備力がどの程度なのか。日本よりも多いのかどうか。そういう資料をお出しいただければと思います。

中条主査 それはお願いすることにして、時間の関係もございますので、第2点目の点で八田先生お願いします。

八田委員 第1点目はちょっと待ってください。

松村参考人 ちょっと邪魔して申し訳ないんですけれども、予備力が減るとかというのは論理的に変だと思えます。つまり、発電機の数減らせるというのはそうかもしれないんですが、予備率というのは一応これぐらいだというのは決まっていて、このピークが抑えられるから、結果として総発電量は抑えられる。持つべきキャパシティーが抑えられるということであって、節約できたって予備率自体が下がらないわけですね。ピークカットができるから、8%が5%になるならとかという議論や、あるいは調べてみても、日本に比べて率が小さくなっているということを経ら出しても、先ほどの議論とは直接関係ないような気がするんです。

片山課長 ピークが立たなくなるわけですね。

松村参考人 立たなくなったピークを基準にして、予備率を5%なら5%、8%なら8%持つわけですね。その総量が減るとというのが効率化なのであって、ですから、8%が5%に減るとかという話では絶対にはないと思います。ですから、それを見ても絶対に効果は出てきようがないはずですよ。

ちょっと違うことを聞いて申し訳ないんですが、この制度はこの制度ですごく意味があると思えますが、先ほどおっしゃったのは、需要家に需要計画を出させるのか。これは需要家に負担ではないかとおっしゃったわけですね。

では、これは強制ではなくて、任意の参加ならその問題は一切ないということですか。つまり、今は市場に対して需要家は実質的に全く参加の道を閉ざされているわけですね。参加しなければいけないという世界がここに書かれていて、今の世界は参加することがで

きないという世界ですね。消費者の方が、自分は弾力的に動かす用意があって、したがって、その分当然メリットが出てくるという状況のときに、私は参加しますというこという制度をつくること自体問題があるんですか。

片山課長 需要家にとっての意味は何なんですか。

松村参考人 とんでもなく使いにくい制度をつくれれば、どうせだれも参加しないでしょうから、それは全く無意味なんですけれども、そうではなくて、それなりにリーズナブルなコストで参加できるという道を開くこと自体は、何か問題があるんでしょうか。

本当に片山さんがおっしゃるとおり、物すごい負担だ。多少節約できて、その結果全体として効率的になって電気代が下がるなどということをはるかに凌駕するほど負担だというんだったら参加しないわけですね。

伊藤課長補佐 それは先ほどのお話ではないですが、計画同時同量をまずやるかどうかという論点と、計画同時同量を仮にやる場合に、需要側の計画値をだれが提出するかという主体の問題はやはり分けて考えなくてはいいですね。

松村参考人 勿論後者の方です。

伊藤課長補佐 そうですか。後者の方は、まさに前者の方を仮定として棚上げするのであれば、後者の方は、多分考え方としては任意や選択性というのは、当然、オプションとしてはあり得ますね。

松村参考人 前者についての問題はほとんど聞かなかったんで、前者は当然やるんだろうと思います。私はそういう前提で話していました。

片山課長 ですから、すぐにここに書かれていることと基礎の基礎をさあどうするんだということが、まず議論の俎上に上っているということなんで、そこから先の物すごい発展系をさあどうするんだと言われても、なかなか我々は答えづらいというところは御理解いただければと思うんです。

中条主査 それはこちら側としては、正直に申し上げて、何でなの？と思います。

片山課長 一番初めに、そもそも一般電気事業者のインバランスをでは本当にどういうやり方で認識をするのかというところの物差しの当て方自体で今、実務的にもどういうふうに具体的にやればいいのかというところがまずないと話にならない世界の御議論をされていて、まだそのところをではどうするんだということについて、電気事業分科会で議論するというフェーズなんですよ。

ですから、そこから物すごく双葉がだんだん大きくなって、幹になって花が咲いて実がなってというところの世界を御議論されるのでね。

中条主査 それはそうだとはいは思わないので、基本的に電力に関しては自由化の方向で行きましょうよという話が、当然スタンスとしてはあるわけですよ。そういう状態の下では、先ほどから繰り返しの話になりますけれども、規制でがちがちにやっていた時代とは違うわけであって、その状態の下では電力の供給者にだけに責任を負わせて、使う方は使い放題というやり方だった。それとは違う方向にいきましょう。せっかく規制緩和し

て、競争を入れていくんだったら、そのときには当然、その方向と矛盾しないやり方というのがあるわけです。自由化の方向で行くという根底は、もう前から決まっているわけですね。

であるならば、自由化の方向で行くということであるならば、当然のことながら需要家に対してもそういった責任は持ってもらう、あるいはそういう責任を持ちたいという需要家に対しては、松村さんがおっしゃったように、選択的にそういうことをやれば、有利なインセンティブは与えてあげるといふ選択のやり方も当然あり得る。これはやはり1つの大きな方向の中で、当然、選択されるべき方向性だと思います。

これが根底から覆す話だと私は全然思わない。大きな、今、資源エネルギー庁さんも考えておられる方向に沿う考え方だと私は思うんです。

片山課長 御意見として承ります。

八田委員 資源エネルギー庁の一番大きな問題というのは、安定供給を実現するということ、白か黒かではなくて、供給をより安定化するシステムをどうやってつくるかということだと思っただけです。その一番基礎は、需要が非常に大きいときに、需要家に節電してもらい仕組みをきちんとつくることがあると思っただけです。その一番基礎の基礎。ほかのところはともかく、ここがなければ、国の安定供給を改善するのに非常に難しい状況なのではないかというわけなんです。

ですから、非常にとっぴな考えだという御指摘は意外だったので、とにかく諸外国の例等をお示しいただきたいと思っただけです。

時間がないので、この第1点については、あと松村さん、田中さんはほかにないですか。

中条主査 よろしゅうございますか。

では、どうしましょうか。2点目の話を若干しますか。

八田委員 でも、もう時間ないでしょう。

中条主査 では、4点目の御説明をいただいた方がいいですか。

片山課長 そこは別に時間があれますので。

八田委員 4点目も結構諸外国でやられていることだと思いますから、むしろ日本のように送電ロスでPPSと電力会社で別で料金を実質的に払っているというのは非常に特殊だと思いますから、どういうシステムかと言われたら、例えばノルドプールのようなシステムをお考えいただいたらということですね。

中条主査 わかりました。

では、お時間の方は。

八田委員 片山さんは45分までです。

中条主査 45分までですね。わかりました。

では、残念ですけれども、時間がまいりまたので、是非、今の点は御検討いただきたいと思っただけです、よろしく願います。

それでは、今日はこれで閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。